

県立高等学校管理規則の一部改正（案）の概要

教育庁企画管理部教育政策課

1 趣旨

この規則は、千葉県を設置する高等学校について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第33条に規定する管理運営等の基本的事項に関し必要な事項を定めています。

このうち、別表で定めている各高等学校別の生徒定員について、一部改正を行うものです。

2 内容

県立高等学校（全日制）の募集定員は、中学校卒業予定者数を基に、高等学校等への進学率、定時制・通信制への進学見込み者及び県内私立高等学校、県内市立高等学校並びに県外高等学校の全日制への進学見込み者数等を勘案して策定しています。

県内における令和7年3月の中学校卒業予定者数は52,320人程度と見込まれ、前年度比で約870人の減となることから、令和7年度の県立高等学校（全日制）の募集定員を、前年度比800人減の27,960人とすることを考えています。

各県立高等学校の募集定員については、地域における中学校卒業予定者数の動向を基に、長期的展望を踏まえながら、地域の状況を十分に精査し、各高等学校の過去の志願状況や施設規模等を総合的に勘案して策定します。

3 施行予定日

令和7年4月1日